



2007  
TOKACHI SHORT TRACK  
circuit trial

2007年 TOKACHI ショートトラック  
サーキットトライアル

# 特別規則書

## 開催日程

- ① 4月29日(日) IN サーキットトライアル
- ② 6月24日(日)  
JAF北海道ジムカーナ選手権第4戦  
JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ第4戦  
JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ第4戦
- ③ 10月14日(日) IN サーキットトライアル

## 大会公示

本競技会は、社日本自動車連盟(JAF)の公認の基に、国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則及びその付則、日本ジムカーナ/ダートトライアル規定及びスピード行事開催規定、JMRC北海道スラローム共通規定並びに本競技会の特別規則書に従い開催される。

### 第1章 大会組織

#### 第1条 競技会の名称及び格次

1. 2007年TOKACHIショートトラック① inサーキットトライアル  
4月29日(日) JAF公認:地方競技・クローズド競技
2. 2007年TOKACHIショートトラック②  
2007年JAF北海道ジムカーナ選手権第4戦  
2007年JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ第4戦  
2007年JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ第4戦  
6月24日(日) JAF公認:準国内競技・クローズド競技
3. 2007年TOKACHIショートトラック③ inサーキットトライアル  
10月14日(日) JAF公認:地方競技・クローズド競技

#### 第2条 競技種目

1. 第1戦&第3戦 :サーキットトライアル競技
2. 第2戦 :ジムカーナ競技

#### 第3条 競技会開催場所

十勝インターナショナルスピードウェイ  
北海道河西郡更別村字弘和477番地 Tel. 0155-52-3910  
第1戦&第3戦(サーキットトライアル) :クラブマンコース  
第2戦 :ジュニアコース

#### 第4条 オーガナイザー

十勝スピードウェイクラブ(TOSC)  
北海道河西郡更別村字弘和477番地Tel. 0155-52-3910

#### 第5条 大会役員

競技会組織委員会  
組織委員長 三島 孝行  
組織委員 亀井 誠志郎  
組織委員 村岡 克己

#### 第6条 競技会主要役員

1. 大会審査委員会  
審査委員長 国井 長助(RTC)  
審査委員 目黒 浩治(TASH)
2. 競技役員  
競技長 亀井誠志郎(TOSC)  
コース委員長 亀井誠志郎(TOSC)  
計時委員長 柴田 誠(TOSC)  
技術委員長 高田 孝(RTC)  
救急委員長 小谷 康寛(VICIC)  
事務局長 村岡 克己(VICIC)

#### 第7条 競技のタイムスケジュール

- 7:00~7:30 参加確認受付
- 7:10~7:50 公式車両検査
- 8:00~8:30 慣熟走行・慣熟歩行
- 8:40~8:50 ドライバースプリーフィング
- 9:00~ 競技開始
- 競技終了後 表彰式

### 第2章 参加受付

#### 第8条 開催日 及び申し込み期間

	開催日	参加受付期間
第1戦 (サーキットトライアル戦)	4月29日(日)	4月14日(土)~ 4月21日(土)
第2戦 (JAF北海道ジムカーナ)	6月24日(日)	6月9日(土)~ 6月16日(土)
第3戦 (サーキットトライアル戦)	10月14日(日)	9月29日(土)~10月6日(土)

#### 第9条 参加申込及び参加料

1. 参加申込場所及び参加申込用紙請求/問合せ先(大会事務局)  
〒089-1573 北海道河西郡更別村字弘和477番地  
十勝スピードウェイクラブ・ジムカーナ事務局  
Tel. 0155-52-3910 Fax. 0155-53-3366
2. 提出書類  
所定の参加申込書・改造申告書に必要事項を記入し署名捺印の上、  
参加料を添えて、現金書留にて、受付期間内に申し込むこと。
3. 参加料 1名当り(昼食付/参加者のみ)  
(1)第1戦・第3戦(サーキットトライアル)  
N・Sクラス 11,000円  
ビギナークラス(クローズド) 10,000円  
(2)第2戦(JAF北海道ジムカーナ第6戦)  
①JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員であることがライセンス  
裏登録印により確認できる者。  
N・S・Bクラス 14,000円  
②上記以外の者。  
N・S・D・Bクラス 17,000円  
③ビギナークラス(クローズド) 10,000円

※JMRC北海道互助会会員であることが競技会当日、加入証により確認できた  
参加者には、上記参加料から1,000円を返金します。  
返金方法は、当日の参加確認受付にて加入証の確認後返金します

#### 第10条 参加受付および参加受理

1. 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型名ではなく称名:カローラ・  
ゼニー・シビック・ランサー・インプレッサ等)を入れること。
2. オーガナイザーは本人に理由を示すことなく参加を拒否することができる。  
この場合、競技会組織委員会は速やかに理由を付してJAFに報告しなければ  
ならない。この場合の参加料等は返金される。なお正式受理後の参加料  
は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない
3. 参加受理の諾否は参加受理書の郵送にて通知する
4. 参加申込書発送の証明は受理の証明として認められない。

### 第3章 競技参加車両に関して

#### 第11条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2007年国内競技規則第4編スピード車両規定及びJMRC北海道共通規則に適合した以下の車両とする。

(1)スピードN車両；

FIA公認車両及びJAF公認車両又は登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第2編登録番号付き車両共通規定に定めるN車両に適合したものである。

(2)スピードS車両；

FIA公認車両及びJAF公認車両又は登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第4編第2章スピードS車両規定に定めるスピードS車両に適合したものである。

(3)スピードB車両；

当該年度JAF国内競技車両規則第2編登録番号票付車輛共通規定に定めるB車両に適合したものである。

(4)ビギナー参加車両；

自動車登録番号票または車両利用番号票を有する車両で、運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し、公道を走行するにたる条件を満たしていること。

#### 第12条 競技クラス区分

##### 1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル)

###### ①スピードN・S車両部門

NS-1クラス；1600cc以下のN・S車輛(2駆/4駆)

NS-2クラス；1600ccを越え、3000cc以下の4WD/3500cc以下の2WDのN・S車輛

NS-3クラス；3000ccを越える4WD/3500ccを越える2WDのN・S車輛

###### ②クローズド部門

ビギナー1クラス；1500cc以下のビギナー車両(ATクラスあり)

排気量制限なしの Diesel車、ハイブリッド車

ビギナー2クラス；1500cc～2550cc以下のビギナー車両

ビギナー3クラス；2550ccを超えるビギナー車輛

- \*1) 気筒容積について、過給器(ターボ、スーパーチャージャー)付きの車両は参加車両の排気量に係数1.7を掛けた数値でクラス区分を行う
- \*2) 全ての車輛は、自動車登録番号票(ナンバー)付き車輛であること
- \*3) 全ての出場者(ドライバー)は、JAF B級ライセンス以上を保持していること
- \*4) タイヤ規定は、

- ・NSクラスは、  
一般市販タイヤであること。Sタイヤ使用可。サイズの制限は設けない。
- ・ビギナークラスは、  
一般市販ラジアルタイヤのみ使用可能とする \*Sタイヤは使用禁止

#### 2. 第2戦(JAF北海道ジムカーナ)

##### (1)チャンピオンシリーズ

###### ①スピードN車両部門

N1クラス ; 気筒容積1000cc以下のN車両

N2クラス ; 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両

N3クラス ; 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両

N4クラス ; 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両。

###### ②スピードSA車両部門

SA1クラス ; 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両

SA2クラス ; 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両

SA3クラス ; 4輪駆動のSA車輛

##### (2)ビギナークラス

BB1クラス ; 気筒容積2000cc以下のB車両

BB2クラス ; 気筒容積2000ccを超えるB車両

BB-ECO ; 気筒容積1500cc以下の、低排出ガス認定マーク★1つ以上のNAエンジン車両(AT車含む)(ロータリー/ターボ車除く)

\*RV、Diesel、ハイブリッド車はエンジン形式に関係なく、このクラスに参加可能

\*ビギナークラスは一般市販ラジアルタイヤのみ使用とし、Sタイヤの使用は禁止する

#### 第13条 車両検査

1. 車両検査は、特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合及び結果が不適当と判断された場合には出走できない。
2. 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前迄に車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号について修正指示がでた場合これに従うこと。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることが出来る。修正を命じられた車両は、修正の後再車検を受けなければならない。
4. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をすることができる。
5. 技術委員長は競技終了後上位入賞車輛に対し、最終車両検査を実施する。当該検査の対象になった参加者はその指示に従うこと。
6. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。
7. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表迄の間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする。(コースを走行中又は走行のための移動を除く)

### 第4章 競技参加者に関して

#### 第14条 参加者及び競技運転者(ドライバー)

1. 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者とする。
2. **第2戦(JAF北海道ジムカーナ)の参加者は、JMRC北海道に加盟しているクラブ・団体に所属しているものを対象に、JMRC北海道の得点が与えられる。**
3. JMRC北海道の互助会に加入することを強く推奨する。
4. **クローズド部門(ビギナークラス)の参加資格は、有効な自動車運転免許証を所持している者とする。**  
\* **第1戦・第3戦(サーキットトライアル)の参加者は、有効な運転免許証とともに、JAF発給の競技運転者許可証所持者であること**
5. 20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

#### 第15条 参加制限

1. 同一選手は1つのクラスのみ参加できる。
2. 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は2名迄認められる。

#### 第16条 競技運転者の装備

1. **第1戦・第3戦(サーキットトライアル)のN、Sクラス参加者、及び第1戦～第3戦 ビギナークラス(クローズド競技)の参加者は、競技中長袖・長ズボン・レーシングスグロブを義務付とし、可能な限りレーシングスーツ着用を推奨する。**
2. **第2戦(JAF北海道ジムカーナ)の参加者は、競技中レーシングスーツ(ラリースーツ可)・レーシンググローブの着用を義務付ける**
3. **全戦を通じ、競技中はヘルメットの着用を義務付ける。**ヘルメットは、JAF国内競技車両規則の「ヘルメットに関する指導事項」に適合するものを着用すること。この適合性は、ラベルで表示されるか証明できること。

#### 第17条 参加者に対する指示及び公示

1. 競技会審査委員会は国内競技規則4-9及び10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
2. 競技の順位及び予選等の結果、その他参加者に関する公示はあらかじめ決められた場所に公示される。

#### 第18条 車両及び競技運転者の変更

1. 競技運転者の変更は、正式受理後には認められない。
2. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得ること
3. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
4. 車両変更申請は参加確認受付終了時迄とする

#### 第19条 公式掲示板の位置

- (1) 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)：クラブマンコース・大会事務局
- (2) 第2戦 : ジュニアコース・大会事務局

## 第5章 競技に関する基準規則

### 第20条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は、競技会審査委員会の出席のもとドライバーズブリーフィングを開催する。
2. ドライバーズブリーフィングはタイムスケジュールに従って行う
3. ドライバーは、ブリーフィング開始から終了迄出席しなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合は、ペナルティの対象となる。

### 第21条 慣熟歩行又は慣熟走行

慣熟歩行又は慣熟走行はタイムスケジュールに従って行う。

### 第22条 スタート

#### 1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

- ①スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- ②コースインはピットロード出口から車両の間隔を置いて1台づつコースインを行う。
- ③当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。

#### 2. 第2戦(JAF戦)

- ①スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- ②スタート方法は、エンジンを始動した状態で行うスタンディングスタートとする。
- ③当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。

### 第23条 リタイア

競技の途中で競技を中止する場合は明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない

### 第24条 一般安全規定

1. 競技中は運転車側の窓及びサンルーフを全開すること
2. パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
3. パドック内においてジャッキアップを行う場合には、エンジンを停止状態に保たなければならない。なおやむを得ずエンジンを稼働状態でジャッキアップする場合は、下記2つの条件を満たすこと。
  - (1)リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いること。
  - (2)ドライバー又はメカニックが乗車した状態にいること
4. ゴール後は指定されたエリア内で減速し、かつ停止ラインで一旦停止すること。

### 第25条 信号表示

#### 1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

ドライバーへの信号表示は以下に示す国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章信号に規定された信号によって伝達される。

- (1)日章旗又はクラブ旗 : スタート合図
- (2)チェッカー旗 : 競技終了。チェッカー後は追越し禁止
- (3)赤旗 : 競技中止。速度を落としてピットロードに停車。
- (4)黒旗 : 表示されたゼッケン番号車両は次の周に指定ピットで停止
- (5)オレンジ色の円形のある黒旗 : 車両に機械的欠陥が生じている。表示されたゼッケン番号車両は次の周に指定ピットで停止
- (6)黄旗振動表示 : 前方に障害物有り。徐行して、追越し禁止。
- (7)緑旗 : 黄旗表示区間の解除。コースクリア
- (8)赤の縦縞のある黄旗 : 路面が滑りやすい。
- (9)白旗 : トラック区間に低速走行車両がある。
- (10)青旗 : ①静止表示 : 後方より速い車両が接近している  
②振動表示 : 後方より速い車両が追い越そうとしている

#### 2. 第2戦(JAF戦)

ドライバーへの信号表示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び又は国際スポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。

- (1)日章旗又はクラブ旗 : スタート合図。
- (2)チェッカー旗 : ゴール合図。
- (3)黄旗 : パイロン移動、転倒又は脱輪
- (4)黒旗 : ミスコース
- (5)赤旗 : 危険有り直ちに停止せよ。
- (6)緑旗 : コースクリア。

### 第26条 競技の中断

1. 事故・故障車等によってコースが閉鎖された場合又は天候その他の由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗を表示し同時に全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
2. 競技中断の合図と同時に走行中の全車両はただちに競技走行を中止し競技役員の指示に従わなければならない
3. 天候またはコースコンディションの関係で、走行1回で競技を打ち切る場合がある

### 第27条 再車両検査

1. 競技終了後の入賞車両は、原則として再車検を行う。その際の分解組付けに必要な工具・部品・必要経費は全て参加者の負担となる。
2. 再車両検査、技術委員長が行う臨時の車両検査を拒否又は受けなかった場合は失格とする。

### 第28条 計時

#### 1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

- ①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する
- ②計測は、自動計測機器(SEIKO.PRINTINGTIMER MODEL PT3300C)又は2個以上のストップウォッチを使用し自動計測機器の場合は1/100以上迄計測しその計測結果を成績とする。ストップウォッチは、万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

#### 2. 第2戦(JAF戦)

- ①計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点より開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する
- ②計測は、自動計測器(TAGHEUER CRONOPRINTER502)又は2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測機器の場合は1/100以上迄計測しその計測結果を成績とする。ストップウォッチは、万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする

### 第29条 順位決定

原則として2ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。但し、同タイムの者が複数の場合は、下記により順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 第1ヒートのベストタイムを先に計測した順。
3. 排気量の小さい順。
4. 競技会審査委員会の決定による

### 第30条 ペナルティー

#### 1. 第1戦・第3戦(サーキットトライアル戦)

公式通知に示す

#### 2. 第2戦

- ①コース上の指定パイロンマーカーに対し移動又は転倒が判定された場合は、1個について5秒を走行タイムに加算する
- ②4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする
- ③ミスコースをした場合及びミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする
- ④反則スタートは、5秒を走行タイムに加算する
- ⑤走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする
- ⑥スタート合図後速やかにスタートラインを通過しない場合、ペナルティーとして5秒を走行タイムに加算する
- ⑦スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う

### 第31条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により参加者及び競技運転者を失格とする

- ①競技役員の重要な指示に従わなかった場合及び理由なく第37条を守らない者
- ②不正行為を行った者
- ③コースアウト等で第三者及び施設等に損害を与えた場合
- ④車両保管中に申告なしに競技車両を持出たり修理を行った場合

